

平成 29 年 10 月 27 日

戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業の延長について  
(意見聴取)

1 趣旨

戸塚区品濃町の民間産業廃棄物最終処分場において、廃棄物が積み上げられた状態で放置され、周辺への影響が懸念されたことから、本市は、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(産廃特措法)に基づき、特定支障除去等事業実施計画を策定のうえ、環境大臣同意を取得し、平成 20 年度から行政代執行として、安全対策等を進めています。

このうち、積み上げ廃棄物の崩落防止については、擁壁を設置し、法面を安定勾配に整形・覆土する対策を平成 26 年 10 月に完了し、目標を達成しています。

また、地下水汚染の拡散防止については、これまでの揚水作業により、水質全般について、改善傾向が見られていますが、一部水質項目が、計画に掲げた目標を達成しておりません。

このため、実施計画を変更し、事業期間を延長することとしました。

つきましては、産廃特措法第 4 条 4 項<sup>\*</sup>に基づき実施計画の変更案について、御意見を伺います。

※ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

(第 4 条 4 項) 都道府県等は、実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境基本法第 4 3 条又は第 4 4 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 実施計画の変更案について

「戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画書～変更案～」概要

3 実施計画の変更に向けた取組

平成 29 年 10 月 横浜市環境創造審議会へ意見聴取

平成 29 年 10 月～ 実施計画の変更案について国と協議

実施計画の変更を国へ申請

平成 30 年 2 月 環境大臣同意 (予定)